

北海道告示第10732号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第15条の規定により、次の肥料の登録は失効した。

令和2年6月3日

北海道知事 鈴木 直道

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者		失効年月日
					名称	住所	
北海道第2843号	魚かす粉末	9.6魚かす粉末肥料	窒素全量 9.6 りん酸全量 5.0	該当なし	株式会社カタクラブズ	稚内市はまなす4丁目9番12号	R2.3.31